【別紙１】高等学校用

部活動における乗り合わせ送迎の運用について

１　基本的な考え方

乗り合わせ送迎は、保護者及び教職員の任意の協力により行われる送迎方法の一つとする。

学校又は保護者会は、保護者及び教職員に対して乗り合わせ送迎への参加を強制してはならない。

また、乗り合わせ送迎は運転者の任意の協力によるものであり、道路交通法その他関係法令に基づく責任が免除されるものではない。

２　乗り合わせ送迎利用希望の確認

(1) 学校は、大会等への参加に係る移動について、保護者が「すぐーる」の「乗り合わせ利用意向確認フォーム」により、利用希望の有無を年度当初に入力するよう周知すること。
（今年度については、令和９年１月２２日までに入力するよう依頼する。）

(2) 学校は、入力内容を確認し、必要に応じて保護者と情報共有を行うこと。
なお、乗り合わせ送迎の利用希望者が少なく移動手段の確保が困難な場合は、他の移動手段の確保又は大会参加の在り方について検討すること。

(3) 保護者は、年度途中であっても利用希望の申請又は変更を行うことができる。

３　運転従事に係る承諾

(1) 乗り合わせ送迎に協力を希望する保護者及び教職員は、「すぐーる」の「運転従事に係る承諾フォーム」により、安全運転及び事故防止に関する留意事項を確認した上で、必要事項（交通事故歴・交通違反歴、免許の種類、保険加入（対人無制限）等）を入力すること。

(2) 学校は、登録内容に基づき運転者要件を確認すること。

４　出発前の確認

(1) 運転従事者は、「運転前安全確認リスト」により、健康状態、飲酒の有無、服薬状況、運転免許証の携帯状況及び車両の点検状況等を確認すること。

(2) 学校（顧問）は、前項が適切に行われたことを確認し、責任者欄に記入の上、出発させること。

(3) 学校（顧問）は、移動計画書に基づき、各車両の乗車生徒を把握すること。
なお、顧問が出発時に立ち会えない場合は、あらかじめ指定した保護者代表者がこれを行うことができる。

５　乗り合わせ送迎実施時の留意事項

(1) 学校は、特定の保護者に送迎負担が過度に集中していないかの把握に努め、必要に応じて保護者へ情報提供を行うなど、送迎負担の平準化に配慮すること。

(2) 大会会場等の条件により車両台数に制限がある場合は、その範囲内で移動できるよう保護者と十分に協議の上、必要に応じて学校が調整を行うこと。

(3) 運転従事者は、同乗する生徒全員のシートベルト着用を確認するとともに、乗車定員を超えて乗車させてはならない。

６　事故等への備え

(1) 学校は、部活動に係る事故に対応する各部の保険加入状況を確認し、必要に応じて加入を検討すること。

(2) 事故が発生した場合、運転者は、生徒の安全確保を最優先とし、速やかに学校及び関係機関に連絡すること。

７　費用負担等

(1) 乗り合わせ送迎は、保護者及び教職員の任意の協力により行われるものであり、運転従事に対する報酬は支払わないものとする。

(2) ただし、各部活動又は保護者会は、運転従事者に対し、送迎に要した燃料費、有料道路通行料、駐車場使用料その他必要と認められる実費相当額を負担することができる。

(3) 実費相当額は送迎に要した経費の負担軽減を目的とするものであり、その額は本市の旅費関係規定における自家用車使用時の取扱いを参考に算定するものとする。この場合において、走行距離１㎞あたり３７円を目安とすることができる。